

議第31号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」といいます。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）を実施するに当たり、同条第1項第1号に規定する事業（以下「第1号事業」といいます。）を実施する事業者の指定等に係る申請に対する審査手数料の額を定めるものです。

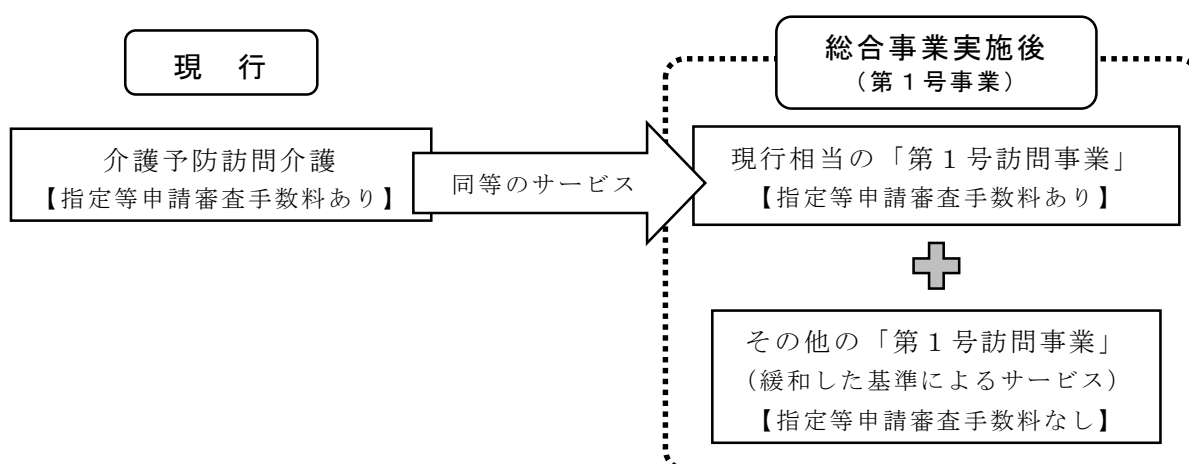
2 改正の内容

手数料を徴収する事務及び手数料の額は、現在徴収を行っている介護予防サービス事業者に係る指定等の申請に対する審査の手数料と同様とし、次の表のとおり定めます。

手数料を徴収する事務		手数料の額 (1件につき)
総合事業のうち第1号事業を行う事業者	「指定の申請」に対する審査	10,000円
	「指定の更新の申請」に対する審査	10,000円

※ 事業者が、現行の介護予防訪問介護相当のサービスと併せてその他の第1号訪問事業を行う場合には、その他の第1号訪問事業の指定の申請に係る手数料は徴収しません。

※ 事業者が、現行の介護予防通所介護相当のサービスと併せてその他の第1号通所事業を行う場合には、その他の第1号通所事業の指定の申請に係る手数料は徴収しません。



※ 第1号通所事業も同様です。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

現行	改正案																							
別表第2の2（第2条関係） 介護保険関係	別表第2の2（第2条関係） 介護保険関係																							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 60%;">手数料を徴収する事務</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～24（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の額		単位	金額	1～24（略）			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 60%;">手数料を徴収する事務</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～24（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号事業（以下「第1号事業」という。）を行う事業者の指定の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>26 第1号事業を行う事業者の指定の更新の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事務	手数料の額		単位	金額	1～24（略）			25 介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号事業（以下「第1号事業」という。）を行う事業者の指定の申請に対する審査	1件につき	10,000円	26 第1号事業を行う事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき	10,000円
手数料を徴収する事務		手数料の額																						
	単位	金額																						
1～24（略）																								
手数料を徴収する事務	手数料の額																							
	単位	金額																						
1～24（略）																								
25 介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号事業（以下「第1号事業」という。）を行う事業者の指定の申請に対する審査	1件につき	10,000円																						
26 第1号事業を行う事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき	10,000円																						
	<p>備考</p> <p>1 この表第25項に規定する第1号事業を行う事業者の指定の申請及び第26項に規定する指定の更新の申請について、第1号事業のうち第1号訪問事業を行う事業者が、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下この表において「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当する第1号訪問事業と他の第1号訪問事業を併せて行う場合には、旧介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業以外の第1号訪問事業の指定の申請又は指定の更新の申請に対する審査手数料は徴収しない。</p> <p>2 この表第25項に規定する第1号事業を行う事業者の指定の申請及び第26項に規定する指定の更新の申請につ</p>																							

いて、第1号事業のうち第1号通所事業を行う事業者が、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当する第1号通所事業と他の第1号通所事業を併せて行う場合には、旧介護予防通所介護に相当する第1号通所事業以外の第1号通所事業の指定の申請又は指定の更新の申請に対する審査手数料は徴収しない。